

毎週火、金曜日発行(但休日と当るときは(ハ)。
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目次

豚コレラ予防に関する規則による豚等の移入を禁止する区域の指定
 家畜伝染病予防法に基づく鶏及びみつばちのひな白痢検査及びふそ病検査の実施
 家畜伝染病予防法に基づく牛のピロプラズマ病検査及びだに駆除の実施
 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
 国民健康保険法により申し出の受理があつたものとみなされる療養取扱機関

告 示

鳥取県告示第二百四十五号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定により、昭和三十八年五月十五日から豚、その死体又は豚コレラの病源体をひる

げ、おそれがある物品の移入を禁止する区域として兵庫
 県加古川市及び姫路市を指定する。

昭和三十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百四十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査及びふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏並びにみつばちの所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢並びにふそ病予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏及びみつばち

四 実施期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

ひな白痢……ひな白痢急速診断法
ふそ病……肉眼的検査、成蜂群の性状、産卵團の性状、蜂児の性状、細菌学的検査、直接塗抹による芽胞の検出

ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所

五月二十三日 気高郡青谷町亀尻 中島種鶏場

“ 二十四日 “ 気高町高江 幸山”

ふそ病検査

実施期日 実施区域 実施場所

五月二十二日 気高郡気高町宝木 松田養ほう場

“ “ 鹿野町閉野 “ “ 豊島養ほう場

“ “ “ 宿 “ “

鳥取県告示第二百四十七号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、

牛のピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛のピロプラズマ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

牛のピロプラズマ病検査……血液塗抹検査
だに駆除……BHC撒布

別表

実施期日 実施区域 実施場所
五月二十二日 日南町 花口下

“	二十三日	“	花口上
“	二十四日	“	上石見
“	二十五日	“	神戸上
“	二十七日	“	“
“	二十八日	“	上阪
“	二十九日	“	“
“	三十日	“	大阪上
“	三十一日	“	大阪中、下
六月 一日	“	“	白谷
“	五日	“	笠木
“	六日	“	茶屋
“	七日	“	下阿毘縁
“	八日	“	大谷、中津合
“	十日	“	多里
“	十一日	“	花口下
“	十二日	“	花口上
“	十三日	“	上石見
“	十四日	“	神戸上

“	十五日	“	上阪
“	十七日	“	“
“	十八日	“	大阪
“	十九日	“	白谷
“	二十日	“	笠木
“	二十一日	“	茶屋
“	二十二日	“	下阿毘縁
“	二十四日	“	大谷、中津合
“	二十五日	“	多里
“	二十六日	“	“
“	二十七日	“	河上
“	二十八日	“	花口下
“	二十九日	“	花口上

